

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載取扱要綱

(令和5年2月2日告示第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、市街地公衆無線 LAN 接続後のホームページ（以下「ランディングページ」という。）における広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 ランディングページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ランディングページの公共性、公益性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 特定の意見の主張又は特定の個人若しくは団体等の意見広告に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載することができる広告の基準は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦160ピクセル、横620ピクセルであること。
- (2) データ形式は、GIF、JPEG 又は PNG とすること。

(広告の表現)

第4条 広告の表現については、ランディングページのページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 次に掲げる表現を含んだ広告は、閲覧者又は利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表示

イ アラートマーク

ウ ラジオボタン

エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）

オ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

(1) GIF アニメーション及び FLASH を用いた表現は禁止とする。

(2) 次に掲げる表現は、閲覧者又は利用者がランディングページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

ア ランディングページと類似した色調及び字体を使用するもの

イ 閲覧者又は利用者が小千谷市の事業であると誤認しやすい表現

（広告掲載位置等）

第 5 条 広告を掲載する位置及び広告枠の数は、必要に応じて市長が定める。

（広告掲載期間）

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位とし、第 10 条の規定により市長が決定した期間とする。

（広告掲載料）

第 7 条 広告掲載料は、1 枠あたり月額 1, 0 0 0 円とする。

2 広告掲載できる期間は、4 月から翌年 3 月までとする。

3 1 回の申込みによる掲載期間が 6 か月を超えるときは、広告掲載料の合計額から、次の各号に掲げる掲載期間に応じ、当該各号に定める率のとおり割引くこととする。

(1) 6 か月以上 11 か月以下 10%

(2) 12 か月 15%

（広告掲載の募集）

第 8 条 市長は、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、ランディングページへの募集記事の掲載その他の方法により公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第 9 条 申込者は、小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告案（電子データを含む。以下同じ。）を付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、前年度に

掲載した広告と同じものを掲載しようとするときは、広告案の添付を省略することができるものとする。

- 2 本市の市税を滞納している者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員は、掲載を申し込むことができない。

（広告掲載の決定）

第10条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申込みの件数が、第5条の規定により市長が定める広告枠の数を超えたときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載を希望する期間が長いものを優先するものとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利団体の申込み

- (2) 第2順位 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業の申込み

- (3) 第3順位 市内に事業所を有する民間企業又は自営業者の申込み

- (4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

- (5) 第5順位 前各号までに掲げる広告のうち、掲載を希望する期間の初日の前12か月の間において、6か月を超えて広告を掲載しているもの

- 3 前項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、市長が行う抽選により決定する。

- 4 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、小千谷市公衆無線LANランディングページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第7条に規定する広告掲載料を、市長が別に定める日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告主は、掲載しようとする広告の電子データを作成し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がされないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の電子データの提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適当でないと認めるとき。

(広告の削除等)

第14条 市長は、広告掲載後において、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、掲載した広告の削除又は掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 広告の内容が第2条第1項各号に該当することとなったとき。
- (2) リンク先のホームページの内容がこの要綱に違反することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(損害の賠償等)

第15条 市長は、前2条の規定により広告掲載の決定取消し、削除又は一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、1か月を単位として広告又はリンク先のホームページを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告又はリンク先ページを変更する場合は、変更する月の前月の7日までに、市長に小千谷市公衆無線LANランディングページ広告変更申込書(様式第3号)を提出するものとする。ただし、広告を変更する場合は、変更後の広告案(電子データ)を添付するものとする。

3 第8条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の中止)

第17条 広告主は自己の都合により、ランディングページへの広告掲載の中止を

市に求めることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取りやめようとするときは、市長にランディングページ広告掲載中止申出書（様式第4号）を提出するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載期間の延長）

第18条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載料の返還）

第19条 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ掲載期間の延長が困難なときは、既納の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始の日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第10条第4項の規定により決定を受けたランディングページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（裁判管轄）

第21条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、小千谷市の所在地を管轄する地方裁判所に行うものとする。

（その他）

第22条 市長は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先（TEL）

（E メール）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載取扱要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、小千谷市が市税の納付状況を調査することに同意します。

記

掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月）
リンク先 URL	https://
業種	
広告の内容	縦 160 ピクセル×横 620 ピクセル <input type="checkbox"/> 前年度と同じ広告を掲載するため、広告案の掲載を省略する。
広告掲載料の支払方法	<input type="checkbox"/> 納付書 <input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> クレジットカード(オンライン申込のみ)
その他	申込みにあたっては、小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載取扱要綱（令和 4 年小千谷市告示第 号）に定める事項を承諾し、及び遵守します。

備考：広告案（電子データ）を添付してください。

第 号
年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったランディングページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載の決定

掲載ページ 及びリンク先 URL	掲載内容は、別紙のとおり https://
掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
広告掲載料	金 円 年 月 日までにお支払いください。
支払方法	

不掲載の決定

不掲載の理由

様式第3号（第17条関係）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告変更申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先（TEL）

（Eメール）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載取扱要綱第17条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

変更後のリンク先 URL	https:// （リンク先の変更がない場合、記入は不要です。）
変更後の広告の内容	縦 160 ピクセル×横 620 ピクセル

備考：変更後の広告案（電子データ）を添付してください。

様式第4号（第18条関係）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載中止申出書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者

住所（所在地）

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先（TEL）

（Eメール）

小千谷市公衆無線 LAN ランディングページ広告掲載取扱要綱第18条の規定に基づき、広告掲載を中止します。

記

掲載を中止する時期	年 月 日から契約終了まで
-----------	---------------